

「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する利率」にかかる手続実施報告書

平成19年4月20日

財団法人自動車リサイクル促進センター

理事長 郡 篤 孝 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 寺尾 仁之

代表社員 公認会計士 中村 雅一



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターが作成した平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」に関して、下記の手続を実施しました。

「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」に対して実施した手続に基づく結論を表明することにあります。

実施した手続は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した手続ではなく、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」に対する監査意見を表明するための監査手続ではありません。

これらの手続を実施した限りにおいては、財団法人自動車リサイクル促進センターの「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」において算出された利率について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に基づき正しく算出されていないと認められる事項は発見されませんでした。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は代表社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

## 記

## (実施した手続)

I. 預託されて期中に入金となった資金の運用状況及び期末残高の検討を行うために、以下の手続を実施しました。

① 約定システムから出力された債券取引明細表を入手し、当期に債券を取得した取引のうち

40件について、資産管理サービス信託銀行からの信託財産運用状況報告書（決算）と照合した。

- ② 約定システムから出力された平成19年3月末の債券残高明細表を入手し、資産管理サービス信託銀行からの信託財産運用状況報告書（決算）と照合した。また、信託財産運用状況報告書（決算）に記載されている信託元本の金額は、当監査法人が資産管理サービス信託銀行から直接入手した確認状と照合した。
- ③ 再資源化預託金等特別会計の預貯金について、平成19年3月末の取引明細表等を閲覧し、調査日時点の会計システムから出力された補助科目残高一覧表と照合した。

II. 「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成18年度の利率（案）」に記載された金額、利率を検証するために、以下の手続きを実施しました。

- ① 2. 「平成18年度の運用利益金の総額」の「（1）から（4）までの合計額」の金額について、計算突合を実施した。
- ② 2. （1）「平成18年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金（再資源化預託金等特定資産運用益）の額」の金額について、調査日時点の会計システムから出力された正味増減計算書試算表の再資源化預託金等特定資産運用益の金額と照合した。また、総勘定元帳の再資源化預託金等特定資産運用益勘定に計上された金額のうち、債券利息の入金額については、30件について、資産管理サービス信託銀行からの信託財産運用状況報告書（決算）と照合し、未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と照合し、償却原価法による償却金額については、約定システムから出力された償却額明細表と照合した。償却額明細表については、25件について、計算突合を実施した。
- ③ 2. （2）「平成17年度の利率計算において利率の小数点以下第5位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成17年度の利率」の「平成17年度末における再資源化預託金等の残高」、「平成17年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金の総額」及び「利率」に基づき計算突合を実施した。
- ④ 2. （3）「平成18年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等」の金額について、リサイクルシステムから出力された「当年度利息計算時の1円未満切捨て処理にて発生した誤差額」及び「当年度預託金取消にて発生した誤差額」と照合した。
- ⑤ 2. （4）「平成17年度以前に請求され、平成18年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成17年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額」の金額について、リサイクルシステムから出力された「請求分と支払額の差分（前年度以前請求で当年度支払が発生した場合）」と照合した。
- ⑥ 3. 「平成18年度末における再資源化預託金等の残高」の「（1）と（2）の合計額」の金額について、計算突合を実施した。

- ⑦ 3. (1) 「平成 18 年度末における再資源化等預託金の残高」及び3. (2) 「平成 18 年度末における情報管理預託金の残高」の金額について、リサイクルシステムから出力された再資源化預託金等残高集計表と照合した。
- ⑧ 4. 「平成 18 年度末における平成 17 年度までの運用利益金の残高」の「(1) より (2) から (5) までの合計を減じた額」の金額について、計算突合を実施した。
- ⑨ 4. (1) 「平成 17 年度末の運用利益金（未払再資源化預託金等利息）の残高」の金額について、監査済計算書類と照合した。
- ⑩ 4. (2) 「平成 18 年度に支払った利息の総額」の金額について、調査日時点の会計システムから出力された収支試算表兼予算残高表の「未払再資源化預託金等利息支払支出（預託）」、「未払再資源化預託金等利息支払支出（輸出）」及び「未払再資源化預託金等利息支払支出（繰入）」の金額と照合した。また、総勘定元帳の「未払再資源化預託金等利息支払支出（預託）」に計上された金額について、リサイクルシステムから出力された仕訳票と照合した。
- ⑪ 4. (3) 「平成 17 年度の利率計算において利率の小数点以下第 5 位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、2. (2) の金額と一致することを確かめた。
- ⑫ 4. (4) 「平成 18 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた 1 円未満の端数を合計した額等」の金額について、2. (3) の金額と一致することを確かめた。
- ⑬ 4. (5) 「平成 17 年度以前に請求され、平成 18 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成 17 年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額」の金額について、2. (4) の金額と一致することを確かめた。
- ⑭ 5. 「利率」の算式の計算結果について、計算突合を実施した。

以上

平成 19 年 4 月 13 日



## 再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成 18 年度の利率（案）

自動車リサイクル法第 75 条及び施行規則第 70 条の規定に基づき、再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成 18 年度の利率（案）を下記のとおり算出する。

### 1. 利率の算定方法

平成 18 年度の運用利益金の総額を、平成 18 年度末における再資源化預託金等の残高と平成 18 年度末における平成 17 年度までの運用利益金の残高の合計で除した値  
（小数点以下第 5 位未満切捨て）

### 2. 平成 18 年度の運用利益金の総額

・下記（1）から（4）までの合計額 - 5,873,310,438 円

- (1) 平成 18 年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金（再資源化預託金等特定資産運用益）の額  
5,866,395,957 円
- (2) 平成 17 年度の利率計算において利率の小数点以下第 5 位未満切捨て処理にて生じた差額  
2,201,669 円
- (3) 平成 18 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた 1 円未満の端数を合計した額等  
3,323,031 円
- (4) 平成 17 年度以前に請求され、平成 18 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成 17 年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額  
1,389,781 円

3. 平成 18 年度末における再資源化預託金等の残高

・下記 (1) と (2) の合計額 - 701,551,846,098 円

(1) 平成 18 年度末における再資源化等預託金の残高	689,719,256,138 円
(2) 平成 18 年度末における情報管理預託金の残高	11,832,589,960 円

4. 平成 18 年度末における平成 17 年度までの運用利益金の残高

・下記 (1) より (2) から (5) までの合計を減じた額 - 1,647,722,097 円

(1) 平成 17 年度末の運用利益金（未払再資源化預託金等利息）の残高	1,714,681,576 円
(2) 平成 18 年度に支払った利息の総額	60,044,998 円
(3) 平成 17 年度の利率計算において利率の小数点以下第 5 位未満切捨て処理にて生じた差額	2,201,669 円
(4) 平成 18 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた 1 円未満の端数を合計した額等	3,323,031 円
(5) 平成 17 年度以前に請求され、平成 18 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成 17 年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額	1,389,781 円

5. 利率

$$5,873,310,438 \div (701,551,846,098 + 1,647,722,097) \approx 0.0083522668$$

小数点以下第 5 位未満切捨てにより、0.835 % とする。

以上